

# 日本社会教育学会会則

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は、日本社会教育学会と称する。
- 第2条 本会の目的は、会員相互の連絡を図り、社会教育に関する研究を行ない、もってこれが普及発達を期するにある。
- 第3条 本会は事務所を東京都内におく。
- 第4条 本会は、地方に支部を設けることができる。
- 2 支部の設立は、その地方の会員の発起により、理事会の承認を経ることを要する。
  - 3 支部に関する規定は別にある。
- 第5条 本会は次の事業を行う。
- (1) 会員の研究の促進、連絡および共同研究
  - (2) 機関誌、その他刊行物の発行および資料の紹介と斡旋
  - (3) 大会および研究会の開催
  - (4) 社会教育に関する調査および資料の作成
  - (5) 内外学会との連絡および資料の交換
  - (6) その他の事業

## 第2章 会員および名誉会員

- 第6条 本会の目的に賛同し、社会教育の研究に従事するものをもって会員とする。会員は、本会の事業に参加し、研究および研究発表を行うことができる。
- 第7条 本会に団体会員をおく。団体会員は、学会の発行する刊行物（学会年報、学会紀要等）を受け取る資格を有する。
- 第8条 会員は会費（学会年報、学会紀要等刊行物代を含む）を納入するものとする。会費は、会員は年額10000円(2007年度までは年額9000円)、団体会員は年額6,000円とする。新たに入会した者は、その年度の会費を納入するものとする。
- 第9条 会員でその義務を怠った場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。
- 第10条 本会に名誉会員をおくことができる。名誉会員は、理事会の推薦により、総会において決定する。

## 第3章 役員および幹事

- 第11条 本会に次の役員をおく。
- 会長 1名 副会長 2名 理事 若干名 常任理事 若干名 評議員 若干名  
監査 2名
- 第12条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
- 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- 理事は理事会を組織し、大会の会務を審議執行する。

常任理事は、会長および副会長を補佐し、理事会の決議に基づき常務を処理する。評議員は、評議員会を組織し、会長の諮問に応じる。

監査は会計を監査する。

- 第13条 会長および副会長は、理事会の推薦により総会において決定する。  
理事の選出は会員の選挙による。但し大会運営のため必要な理事若干名を会長が委嘱することができる。常任理事は理事会の互選による。  
評議員は理事会の推薦により会長が委嘱する。  
監査は会長が推薦し、総会の承認を得る。
- 第14条 理事および監査の任期は2年とし、再任を妨げない。但しその任期は引き続き4年を越えることはできない。  
2 役員に欠員を生じた場合には、理事会においてこれを選出し、その任期は、前任者の残任期間とする。
- 第15条 本会に、理事の職務を補佐するため、幹事若干名をおくことができる。  
幹事は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

#### 第4章 会議および部会

- 第16条 本会の会議は、総会、理事会および評議員会とする。  
総会は毎年1回、理事会および評議員会は会長が必要と認めた場合にこれを招集する。
- 第17条 議事は出席者の過半数をもって決する。
- 第18条 本会には、専門研究部会と特別研究部会とを設けることができる。  
部会に関する規定は別に定める。

#### 第5章 会 計

- 第19条 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもって支弁する。
- 第20条 本会の会計年度は、9月1日から、翌年の8月31日までとする。
- 第21条 本会の予算編成および決算は、監査の承認を経て総会に報告するものとする。

#### 第6章 会則の変更

- 第22条 本会則の変更は、総会の決議による。
- 第23条 本会則は1954（昭和29）年10月16日より実施する。

（改正 1986年 9月 13日）

（改正 1992年 10月 17日）

（改正 1993年 10月 2日）

（改正 1995年 9月 23日）

（改正 1998年 9月 26日）

（改正 2006年 9月 9日）